

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

近年における離婚の急増等母子家庭等をめぐる諸状況の変化にかんがみ、母子家庭等の自立を促進するため、総合的な母子家庭等対策を推進する一環として、子育て支援の充実、就業支援の強化、扶養義務の履行の確保、児童扶養手当制度の見直し等の措置を講ずること。

第二 母子及び寡婦福祉法の一部改正の要点

一 扶養義務の履行

母子家庭等の児童の親は、扶養義務の履行に努めるとともに、当該児童を監護しない親の扶養義務の履行の確保に努めるものとする。また、国及び地方公共団体は、扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるように努めなければならないものとする。 (第五条関係)

二 母子自立支援員

母子相談員の名称を母子自立支援員に改めるとともに、その業務に職業能力の向上及び求職活動に関する支援を追加すること。(第八条関係)

三 基本方針

厚生労働大臣は、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。 （第十一条関係）

四 母子家庭及び寡婦自立促進計画

都道府県等は、基本方針に即し、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子福祉団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。 （第十二条関係）

五 母子福祉資金の貸付け

1 都道府県知事による母子福祉資金の貸付けの対象として、配偶者のない女子が現に扶養している児童及び配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの自立の促進を図るための事業を行う母子福祉団体を追加すること。 （第十三条及び第十四条関係）

2 母子福祉貸付金のうち政令で定めるものの貸付けを受けた者が、所得の状況その他政令で定める事由により当該貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、条例で定めるところによ

り、当該貸付金の償還未済額の一部を免除できるものとする。 (第十五条関係)

六 母子家庭等日常生活支援事業及び寡婦日常生活支援事業

1 「母子家庭居宅介護等事業」の名称を「母子家庭等日常生活支援事業」に改めるとともに、当該事業の対象者として配偶者と死別した男子で現に婚姻していないもの及びこれに準ずる者であつて現に児童を扶養しているものを、当該事業の実施場所として厚生労働省令で定める場所をそれぞれ追加すること。 (第十七条関係)

2 「寡婦居宅介護等事業」の名称を「寡婦日常生活支援事業」に改めるとともに、当該事業の実施場所として厚生労働省令で定める場所を追加すること。 (第三十三条関係)

七 保育所への入所に関する特別の配慮

市町村は、児童福祉法の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならないものとする。 (第二十八条関係)

八 母子家庭就業支援事業及び寡婦就業支援事業

1 都道府県は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、母子福祉団体と緊密

な連携を図りつつ、母子家庭就業支援事業を総合的かつ一体的に行うことができるものとする。

(第三十条関係)

- 2 都道府県は、就職を希望する寡婦の雇用の促進を図るため、母子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、寡婦就業支援事業を総合的かつ一体的に行うことができるものとする。 (第三十五条関係)

九 母子家庭自立支援給付金

都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、母子家庭自立支援給付金を支給することができるものとする。 (第三十一条関係)

十 費用

- 1 市町村は、自ら行う母子家庭等日常生活支援事業及び寡婦日常生活支援事業の実施並びに母子家庭自立支援給付金の支給に要する費用を支弁するものとする。 (第四十二条関係)

- 2 都道府県は、自ら行う母子家庭等日常生活支援事業、母子家庭等就業支援事業、寡婦日常生活支援事業及び寡婦就業支援事業の実施並びに母子家庭自立支援給付金の支給に要する費用を支弁すると

もに、市町村が支弁する母子家庭等日常生活支援事業及び寡婦日常生活支援事業の実施に要する費用のうちその四分の一以内を補助することができるものとする。 (第四十二条及び第四十四条関係)

3 国は、市町村又は都道府県が支弁する費用のうち、母子家庭等日常生活支援事業、母子家庭就業支援事業、寡婦日常生活支援事業及び寡婦就業支援事業の実施に要する費用についてはその二分の一以内を、母子家庭自立支援給付金の支給に要する費用についてはその四分の三以内を、それぞれ補助することができるものとする。 (第四十五条関係)

十一 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 児童扶養手当法の一部改正の要点

一 児童扶養手当の趣旨

児童扶養手当(以下「手当」という。)の趣旨として、手当の支給を受けた母は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければならない旨を追加すること。(第二条第二項関係)

二 認定

受給資格及び手当の額についての認定の請求は、手当の支給要件に該当するに至った日から起算して五年を経過したときはすることができない旨の規定を削除すること。（第六条第二項関係）

三 支給の制限

1 母である受給資格者の監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、受給資格者の所得の額を計算するものとすること。（第九条第二項関係）

2 母である受給資格者に対する手当は、受給資格者が認定の請求をした月（以下「支給開始月」という。）の初日から五年を経過したとき又は手当の支給要件に該当するに至った月の初日から七年を経過したとき（認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、支給開始月の初日から当該児童が三歳に達した月の翌月の初日から五年を経過したとき）は、その一部を支給しないものとする。ただし、当該支給しない額は、当該受給資格者に支払うべき手当の額の二分の一に相当する額を超えることができないものとする。（第十三条の二第一項関係）

3 2の期間を経過した後において、当該受給資格者が身体上の障害がある場合等には、その該当している期間は、2の支給制限を適用しないものとする。 (第十三条の二第二項関係)

4 手当の全部又は一部を支給しないことができる事由として、母である受給資格者が、正当な理由がなくて、求職活動その他自立を図るための活動をしなかつたとき等を追加すること。 (第十四条関係)

四 相談及び情報提供等

都道府県知事等は、手当の認定の請求をした者又は受給資格者に対し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。 (第二十八条の二関係)

五 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 児童福祉法の一部改正の要点

一 子育て短期支援事業の実施

子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的

に困難となった児童について、児童養護施設その他の施設に入所させ、必要な保護を行う事業をいい、市町村は、子育て短期支援事業を行うことができるものとする。〔第六条の二第十三項及び第三十条の八関係〕

二 費用

市町村が支弁する子育て短期支援事業の実施に要する費用のうち、都道府県はその四分の一以内を、国はその二分の一以内を、それぞれ補助できるものとする。〔第五十一条、第五十三条の二及び第五十五条の二関係〕

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 社会福祉法の一部改正の要点

児童福祉法に規定する子育て短期支援事業を第二種社会福祉事業に追加するほか、第二の六の改正に伴う所要の規定の整備を行うこと。〔第二条第三項第二号及び第三号関係〕

第六 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成十五年四月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。（附則第二条から第五条まで及び附則第七条関係）

三 検討

政府は、この法律の施行の状況を勘案し、母子家庭等の児童の福祉の増進を図る観点から、母子家庭等の児童の親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（附則第六条関係）